

令和3年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

旭川医科大学

令和4年3月

令和6年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	・ ・ ・ ・	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	・ ・ ・ ・ ・	10
領域5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	・ ・ ・ ・ ・	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	・ ・ ・ ・ ・	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

（5） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

（6） 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤 子	学校法人聖心女子学院常務理事
前 田 早 苗	千葉大学教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
◎ 土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀 邦 夫	名古屋大学教授
井 関 尚 一	公立小松大学教授
石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
井 上 美沙子	大妻女子大学理事・名誉教授
岩 坂 直 人	東京海洋大学教授
大久保 功 子	東京医科歯科大学教授
小 内 透	札幌国際大学特任教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
岸 本 喜久雄	東京工業大学名誉教授
下 條 文 武	新潟薬科大学長
○ 近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
齋 藤 一 弥	筑波大学教授
佐 藤 信 行	中央大学教授
佐 藤 裕 之	弘前大学教授
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
生源寺 眞一	福島大学教授
白 石 小百合	横浜市立大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長

竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
谷 口 功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
徳 久 剛 史	千葉大学名誉教授
戸田山 和 久	名古屋大学教授
西 尾 章治郎	大阪大学総長
西 原 達 次	九州歯科大学理事長・学長
西 村 伸 一	岡山大学教授
野 口 哲 子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部 勇 一	横浜国立大学名誉教授
花 泉 修	群馬大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 内 進	松山大学教授
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 極 壽 一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山 口 佳 三	京都大学監事

(第2部会)

石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市 川 元 基	信州大学副学長
伊 東 幸 宏	浜松地域イノベーション推進機構フotonバレーセンター長
岩 渕 明	岩手県工業技術センター顧問
大 城 肇	琉球大学特別顧問
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
木 部 暢 子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小 山 清 人	山形大学名誉教授
清 水 美 憲	筑波大学教授
鈴 木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 島 節 子	大阪大学名誉教授
土 川 覚	名古屋大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
野 田 泰 子	自治医科大学教授
前 田 芳 實	鹿児島大学名誉教授
三 矢 麻理子	公認会計士

湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授
横 山 清 子	名古屋市立大学副学長
米 村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅 田 尚 紀	奈良県立大学長
安 倍 博	福井大学教授
石 川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎ 片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○ 山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 中 島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
瀧 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授
※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

旭川医科大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 3－5 を除くすべての基準を満たしている。

基準 3－5 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

○ 財務、管理運営に係る一部の内部統制システムが無効化されている。（基準 3－5）

（第三者による評価結果の活用について）

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、医学部医学科について、直近の日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

（追記 令和 6 年 3 月）

基準 3－5

○ 「財務、管理運営に係る一部の内部統制システムが無効化されている。」とする改善を要する点は、令和 5 年度に改善されている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 1 学部及び 1 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・医学部（2 学科：医学科、看護学科）

[大学院課程]

- ・医学系研究科（修士課程 1 専攻：看護学専攻、博士課程 1 専攻：医学専攻）

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、医学部に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学科に学科長、各専攻に専攻長を置いている。なお、自己評価書提出時点には、学科長及び専攻長が選考中であったが、令和 3 年 10 月までにそれぞれ選考されている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会を置いている。教授会は、学長、副学長及び専任の教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

教授会は、令和 2 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、理事、副学長、図書館長、部局（基礎医学、臨床医学、看護学科、一般教育）の各教員会議が選出する当該教員会議の教授、そのほか学長が指名することができる者（組織及び運営規則第 26 条から第 27 条までに規定する組織の教授、その他の職員）から構成さ

れ、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。

教育研究評議会は、令和 2 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、副学長（評価担当）を自己点検・評価の責任者、学科長・専攻長（教育課程）、施設・環境計画専門部会長（施設及び設備）、学科長（学生支援）、入学センター長（学生の受入）をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は大学運営会議であり、その役割分担は点検評価規程及び内部質保証に関する要領に明確に定めている。中核的な審議機関である大学運営会議は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、副学長、図書館長、事務局長及び学長が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

医学部医学科においては、医学科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部看護学科においては、看護学科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学系研究科博士課程（医学専攻）においては、専攻長を責任者としてその質保証を行っている。

医学系研究科修士課程（看護学専攻）においては、専攻長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般、情報設備、附属図書館については、施設・環境計画専門部会長を責任者として施設・環境計画専門部会が、質保証を行っている。施設及び設備全般、情報設備、附属図書館についての役割分担は、内部質保証に関する要領、情報基盤センター規程、図書館規程によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、医学科長及び看護学科長、専攻長（博士課程、修士課程）を責任者として教務・厚生委員会が、学生の就職支援、留学生の支援、その他の学生支援についても、医学科長及び看護学科長、専攻長（博士課程、修士課程）を責任者として教務・厚生委員会が質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する要領によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、入学センター長を責任者として入学センター会議が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証についても、入学センター長を責任者として入学センター会議が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する要領によって定めている。

なお、自己評価書提出時点では、全学的な内部質保証体制が整備されていなかったが、令和 3 年 11 月までに点検評価規程、内部質保証に関する要領を改正し、内部質保証体制を整備している。

基準 2－2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証に関する要領に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを内部質保証に関する要領に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に関する要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する要領において、項目ごとに調査を行う事項や実施時期（頻度）が定められている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する要領に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり実施されている。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和 3 年 11 月までに内部質保証体制を明文化して規定している。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しについては、役員会において審議することと規定している。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の選考基準に関する規程、教員の人事等に関する特例規程、教授選考細則、教授選考細則に関する申合せ等を定め、研究上の業績、教育の経歴、面接等を総合的に評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員評価実施要項を策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員評価実施要項に基づき、月給制適用者は、評価結果を考慮し給与及び賞与（勤勉手当）へ反映させており、旧年俸制適用者は評価結果に基づく年俸額を決定し、直近の業績を速やかに反映し、新年俸制適用者は、直近の評価結果に基づき基本年俸の改定及び業績給を決定している。また、任期制を適用している教員の再任審査の判定基準に用いているなど、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、教育センター F D・授業評価部門により、オンライン授業やオンライン実習の実施方法・学生の評価方法、コンピテンシー・アセスメントポリシーやコロナ禍での医療者教育等に関する F D を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員として学生支援課、基礎医学講座や臨床医学講座等に教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員として図書館情報課、T A 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2－5－6 のとおり、学生への配慮に関する研修等を主催し、北海道地区学生指導研修会、医療系教学職員の S D 研修会、北海道地区国立大学法人等学生支援担当職員 S D 研修等に参加させるなど、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。ただし、これらの財務諸表等の文部科学大臣への提出は、法令が定める期限の後に行われた。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、学科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

学長選考会議は、経営協議会規程第 3 条第 1 項第 4 号の構成員のうちから経営協議会において選出された者 5 人、教育研究評議会規程第 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び同条第 2 項各号の構成員のうちから教育研究評議会において選出された者 5 人、組織及び運営規則第 9 条第 2 号に規定する理事のうちから会議において選出された者 4 人以内により構成され、学長の選考、解任に係る申出等に関する事項を所掌している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する職員、役員または職員以外の者で大学に関し広く、かつ高い識見を有する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は情報公開委員会、個人情報保護は個人情報管理委員会、公益通報者保護は公益通報等予備調査委員会及び公益通報等調査委員会、ハラスメント防止はハラスメント防止対策委員会、安全保障輸出管理は研究支援課、生命倫理は倫理委員会（研究支援課）・経営企画課・医療支援課・医薬品等臨床研究審査委員会（研究支援課）・利益相反審査委員会（研究支援課）、動物実験は動物実験委員会及び研究支援課が責任部署となっている。

危機管理については、防火、防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火は施設課、防災は

防災対策委員会、情報セキュリティは図書館情報課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究支援課のほか、研究活動の不正行為防止対策委員会・特定不正行為に係る調査委員会・不正使用に係る調査委員会が責任部署となっている。

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

組織及び運営規則、事務局組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3－3－1 のとおり、常勤 176 名、非常勤 78 名を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が教育研究評議会の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、政府関係法人会計事務職員研修（1 人参加）、北海道地区女性職員キャリアアップ研修（1 人参加）等に参加し、北海道地区国立大学法人等係長研修（4 人参加）を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしていない。

【改善を要する点】

○ 財務、管理運営に係る一部の内部統制システムが無効化されている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室が、監査室内部監査規程に基づき、本法人の業務全体について、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、監査結果に基づく情報の提供及び改善並びに合理化のための助言等を通じて本法人の健全な運営を確保することを目的に、監査を行っているが、令和 2 年度は事務局長が監査室長を兼務している点では、監査室が他の部門から十分に独立していない。監査室長は、年度監査計画及び監査実施計画を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、

学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、監事と会計監査人とのディスカッション、学長と会計監査人とのディスカッションを実施し、監査内容、結果等について意見交換を行っているが、監事、会計監査人及び監査室と大学の管理運営主体との四者間の情報共有や相互連携は十分ではない。

財務、管理運営に係る一部の内部統制システムについて、学長により無効化がなされ、学長選考会議が学長の解任の申し出を行った事案が発生したことを、監事が監査報告書において記載している。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

なお、法令等が公表を求める事項のうち各教員が有する学位及び業績について、自己評価書提出時点には、一部の教員については公表されていなかったが、令和 3 年 11 月までに公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

1 キャンパス（旭川市緑が丘）を有し、その校地面積は計 192,063 m²、校舎等の施設面積は計 111,816 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、夜間の授業の実施状況については、別紙様式 4－1－1 のとおりである。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4－1－2 のとおり、附属病院を設置している。

別紙様式 4－1－3 のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、スロープ、エレベーター、身障者用駐車場を設置するなど、配慮している。安全防犯面については、外灯を設置するなど、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、延面積 3,122 m²、閲覧座席数は 288 席である。原則として、平日（通常期）は 9 時から 21 時まで、平日（夏季・冬季・春季休業期間）は 9 時から 17 時まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 171,138 冊、学術雑誌 4,228 種、電子ジャーナル 3,859 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4－1－6 のとおり、講義室、チュートリアル室、ディスカッションスペース、セミナー室等が整備され、利用されている。

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援課窓口、保健管理センター等を設置し、別紙様式 4－2－1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止規程等に基づき、ハラスメント防止対策委員会を置き、ハラスメント等相談員への相談受付等、ハラスメント等に関する相談に対応している。なお、自己評価書提出時点では、相談・助言体制の一部については、根拠規程が存在していなかったが、令和 3 年 11 月までに明文化している。また、ハラスメント相談の対応について、自己評価書提出時点では、学長が調査委員会の開催の必要を判断するなど、実質的に機能する定めとなっていなかったが、令和 3 年 11 月までにハラスメント防止規程等を改正し、実質的に機能するものとなっている。

73 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4－2－2 のとおり、セミナー室、体育管理施設合宿研修所、弓道場、陸上競技場等を整備し、運営資金の支援及び備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際交流センターの設置、私費留学生への経済支援、チューター制度等、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定めている。別紙様式4-2-4のとおり、障害のある学生への生活支援等の実績はないが、必要が生じた場合には教務・厚生委員会で対応することとしている。なお、自己評価書提出時点では、障害のある学生への生活支援等に関する規程が整備されていなかったが、令和3年11月までに明文化している。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度のほか、入学料の免除、授業料の免除を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり入試を行っている。

実施体制については、学部入学者選抜について入学試験委員会及び入学センターを置き、入学者選抜に必要な事項について審議し処理している。大学院入学者選抜については、修士課程委員会及び博士課程委員会等において、入学者選抜に必要な事項について審議し処理している。なお、自己評価書提出時点では、大学院入学者選抜の実施体制等に係る規程等が整備されていなかったが、令和 3 年 11 月までに明文化している。

入学者選抜を入学者受入方針に則して適切に実施するため、入学センターを置き、入学者選抜方法の調査及び研究、点検・評価等を行っており、インスティテューショナル・リサーチ室における入学試験の成績に関する分析や、新入生アンケート等も踏まえながら入学者選抜の改善に役立てている。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・医学部：1.00 倍

[修士課程]

・医学系研究科：看護学専攻 0.74 倍

[博士課程]

・医学系研究科：医学専攻 0.91 倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

医学部及び医学系研究科において、学位授与方針を大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

医学部及び医学系研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、自己評価書提出時点で、大学院修士課程の教育課程方針が学位授与方針と整合性が十分にとれていなかったが、令和 3 年 11 月までに教育課程方針及び学位授与方針について、整合性を有したものに改正している。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

医学部及び医学系研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則で定めている。

医学系研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、医学系研究科において自己評価書提出時点では研究指導計画を作成する手順が明文化されていなかったが、令和 3 年 9 月までに大学院学則及び研究指導計画等に関する申合せにおいて定めている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、医学部及び医学系研究科において、各科目の授業期間が原則として（10週又は）15週にわたるものとなっている。

医学部及び医学系研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

医学部及び医学系研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、医学部看護学科及び医学系研究科における状況は、別紙 6－4－4 のとおりである。

医学系研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

また、夜間において授業を実施している課程は、必要な配慮を行っている。

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

医学部及び医学系研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、医学部看護学科及び医学系研究科における状況は、別紙 6－5－1、6－5－2、6－5－3、6－5－4 のとおりである。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。なお、医学部看護学科について、自己評価書提出時点では、成績評価基準が到達目標を考慮した判断基準となっていなかったが、令和3年11月までに規程等を改正し、到達目標を考慮した判断基準を定めているものの、評語の定義がやや曖昧である。

医学部及び医学系研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、自己評価書提出時点では、組織的に確認するための体制が整備されていなかったが、令和3年11月までに明文化し、組織的に確認している。

医学部及び医学系研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点では、組織的に対応している規程となっていなかったが、令和3年11月までに組織的に対応した規程に改正している。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

医学部及び医学系研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

医学系研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

医学部及び医学系研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた医学教育分野別評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6－8－2のとおりであり、医学部及び医学系研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。